

独立行政法人大学入試センター収入金の保管に関する細則

〔平成13年4月1日〕  
細則第5号

独立行政法人大学入試センター収入金の保管に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、会計規則（平成13年規則第54号）第20条に規定する収入金の預入れの特例として、収入金を手許に保管できる限度額及びその期間を定めるものとする。

(保管できる限度額及び期間)

第2条 出納主任は、収入金が百万円に達するまでは、六日分（取引金融機関の休業日は除く。）までの金額を取りまとめて取引金融機関に預け入れることができる。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。